

沖縄県コザ児童相談所一時保護所の
子どもの生活・支援に関する第三者評価
報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関



一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で沖縄県コザ児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法	1
------------------	---

目次	3
----------	---

総評

総評	5
----------	---

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	7
-----------------------	---

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	9
-------------------------	---

第Ⅲ部 一時保護所の運営	11
--------------------	----

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	13
-----------------------------------	----

総評

(2024 年 10 月 24 日(木)～25 日(金) 実地調査実施分)

総 評

貴一時保護所では、大人が、子どもたちの年齢や状態なりのありのままを尊重するという価値観が浸透していました。子どもの安全を確保し、虐待により侵害された人権を回復する場であるという一時保護所の趣旨・理念が、職場全体で共有され、子どもたちへの温かいまなざしを感じることができました。事例を検討する議論等の聞き取りからも職員の学ぶ意識が感じられ、現在置かれた状況でどのように子どものために支援・ケアの質を向上するかといった視点で考え、行動されていることがうかがわれました。子どもからも“安心して職員に意見を言える”といった意見があったことや、言葉をなかなかうまく発することができない幼児ともよいコミュニケーションをとられている様子が見られ、威圧的と感じさせない環境を作られていました。職員は温かい愛情にあふれていて、子どもの行動をおおらかに捉えているため、日常の注意や指示もソフトな促しを中心に行っており、子どももスムーズに応じることができていました。総じて、限られた人数の中で、可能な限り職員間や児童相談部門との連携を図られ、職員は一時保護所の仕事にやりがいを持って取り組んでおり、より充実した支援を模索していたといえます。

しかし圧倒的な人員不足、そして一時保護所内の物品配置や保管の問題、設備などの課題により、しかたなく管理的な対応にせざるを得ない様も見られました。人員不足のために全体的に職員への負担が大きく、一部の職員には過酷な勤務を強いる結果を招いてしまっていました。職員の意欲ややりがいが運営を支えている点は、早急に改善する必要があると考えます。

これら職員負担など深刻な課題もありますが、最も変えることが難しい「職員の仕事への取り組みの姿勢」や「人権意識」について評価できるということは、大きな強みです。ぜひ、本評価によって、職員への充実したサポートが進むことを期待したいと思います。

なお、保護の長期化などの理由を分析すると、「退所後の転機先」がないという地域の社会的リソース不足による根本的原因が見られました。これは早急に改善できるものではありませんが、社会的養育推進計画等で長期的な計画策定をし、今回のような第三者評価ごと、もしくは毎年度ごとに進捗状況を確認する必要があると思われます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	・子どもを見る眼差しや対応の様子などから、職員のみなさんが子どもの権利を念頭に、子どもが安全で健やかに過ごせるよう意識されている様子が感じ取れました。他方で、安全管理で手いっぱいという状態でもあり、個別対応を十分にすることができていません。 ・子どもへの適切なケアには職員の十分な資質向上が必要と考えられますが、そもそも十分な職員数でないため、必要な研修に参加するための時間や休暇等が取れない状況です。こうした現状を含め、日常業務の中で改善してほしいこと、疑問に思ったことなど積極的に提案していただきたいと思います。
児童相談所 (一時保護所)	・所長の下に副所長（次長）がいないために事務の効率化に課題があり、かなり現場の各職員に負担がかかっている様子が垣間見れました。これはケアの質の低下にもつながりかねないと思われます。

児童相談所 (一時保護所)	・大幅に人員が不足しており、過度に職員に負担がかかっています。職員の研修や休暇等の基本的な権利を保障すると、勤務シフトが組めなくなってしまうことは重大な問題です。職員個人の意識や努力に支えられて運営されていますが、現状のシステムは必要な人員を確保したうえで行うからこそ評価されることと考えますので、引き続き増員を本庁に訴えていただきたいと思います。 ・心理療法担当職員については会計年度非常勤の配置がありますが、看護師はいません。「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(以下、設備運営基準とする)において、看護師の配置も義務化されます。加えて、十分な支援体制を確保するためには更に心理療法担当職員や個別対応担当職員を増員することも望まれますので、あわせて本庁への働きかけをしていただきたいと思います。 ・職員への提案欄に記載した「日常業務の中で改善してほしいこと、疑問に思ったことなど積極的に提案すること」について、組織としても吸い上げる仕組みを作り、できるだけ運営を簡素化・効率化するための検討をしていただきたいと思います。 ・本報告書を人事要求等の参考にいただき、3年後の人員や職場環境の変化についての改善を期待します。
設置自治体	・現在の職員体制では、子どもたちの安全のためのケアで精いっぱいであり、日中は少なくともそれぞれのユニットに最低一人でもシフト増員ができれば、かなりの個別対応ができと考えられます。現地調査に伺った際も、入所中の子どもにアクシデントが起きましたが、職員はその対応に追われ他の子どものケアまで手が回らず、運営は綱渡りの状況とお見受けしました。また幼児対応専任の職員配置や夜勤体制の強化も望まれます。職員は限界まで勤務されており、早急な人員増加は、沖縄県本庁及び沖縄県政の責任であると考えられます。 ・子どもに対応する職員が庶務・事務も担っており、このことも子どもに関わる時間の減少にもつながっています。今回の第三者評価による指摘のなかでも、最も大きな問題は、子どもや大人のいる環境の整備が整っていない状況です。日常の業務のなかで、職員が子どもを見ながら職場環境改善の事務を行うことは難しいように思われます。こどものケアを行う職員の増員が最優先ですが、一時保護所専任の事務職員の配置についても提案します。 ・沖縄県内の子どもに関わる施設の老朽化を見ると、子どもたちへの予算が十分に確保されていないような印象を受けます。支援を必要とする子どもが生活する一時保護所についても上述のとおり課題があり、予算や人員で改善できることについては早急に対策を講じていただきたいと思います。議会等と協力し、子どもたちの未来を支えるために必要な支援をしっかりと実現していただきたいと思います。
国	・本評価では、コザ児童相談所一時保護所が苦勞しながら運営されている様子が見られました。本所含め、全国の一時保護所の運営の質が更に向上するよう、より良いシステムのあり方や、それを具現化する補助金等の充実を図っていただきたいと思います。また、それにより、職員の採用時においても魅力ある職場となることを願います。 ・国の配置基準が現場の負担と乖離している状況が見られますので、調査等をもとに再考していただきたいと思います。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
（良い点） ○職員は、子どもの権利を擁護し、最善の利益を追求するという理念をしっかり持ち、子どもファーストのマインドが十分備わっています。 一般的に、人員不足の状況においては子どもへ管理的な対応をしてしまいがちですが、問題行動が見られる子どもについても、頭ごなしに指導したり改善させたりしようとするのではなく、まずはその行動の背景となっている事実関係を把握し、子どもの心情に寄り添おうとするかかわりが見られました。 幼児に対しても、食事、着替え、遊び等さまざまな生活場面で常にポジティブな声かけがなされ、学齢児童が幼児の世話をした場合にはその子どもへの感謝の言葉が自然に発せられるなど、子どもたちとの丁寧なコミュニケーションがなされていました。 ○子どもへのアンケートやヒアリングにより、自身が一時保護所に来た理由、家族の状況、今後の見通し等について、児童相談所職員から適切に説明を受けていることがうかがえました。また、子どもの理解が不十分と思われる場合には、当該の子どもの特性に応じたツールを用いるなどして再度説明を行っており、理解の促進に努めておられます。 生活の中では、子どもの権利を理解しているアドボケイトが週に一度訪問する子どもアドボケイトの導入や、意見箱の設置など、子どもの意見を聴取する仕組みが整えられ、子どもたちも日頃からこれを活用することができています。 ○子どもがより安心感、安全感、信頼感を持てるよう、職員間でルールの見直しについて協議し、必要ないと思われるルールを変更するなど、できるだけ制約的でない生活の実現を目指している点が評価できます。 （改善が必要な点） ○子どもの権利リーフレットは、シンプルでイラストが多く低年齢の子どもにもわかりやすい内容となっていますが、意見表明権など重要な権利に関する説明を加えるとより良くなると思います。リーフレットの作成後10年以上改訂されていないとのことでしたので、こども基本法や近年の児童福祉法改正の趣旨を十分に反映したものとなるよう、見直しを提案します。 ○意見箱の一つは、学習室の入口に設置されているためあまり利用されていないとのことでしたが、より丁寧に子どもの声を拾い上げるために、子どもの意見も聴きながら設置場所を検討することを提案します。また、匿名による意見表明については概ね誰が記載したものか特定できるものの、抽象化して全体的にフィードバックしているとのことでした。このとき、個別に具体的にフィードバックすることが必要な場合はないか、その際どのようにフィードバックするか等を事前に話し合っておくことが望ましいと考えます。 ○寮内の掲示物は古いものから比較的新しいものまで数が多く、子どもたちにとって視覚的な刺激となっていると思われます。掲示物の中には生活上のルールを説明したものもありましたが、厳格な言葉遣いや禁止の表現が目立ち、実際の受容的なかわり方と乖離している印象を受けました。本当に必要な掲示物か、また掲示するとしても、「禁止や否定の表現」を「促しや励ましの言葉」に変える等の工夫ができないか、見直すことが期待されます。

○職員が子どもたちに優しく声をかけをしたり、寄り添ったりする場面がたくさん見られましたが、1対1で振り返りを行うなど個別的で時間をかけた対応については人員配置の関係上難しく、そのために、たとえば「日課に取り組むことができなかったためテレビの視聴はできない」等のペナルティによる対応をせざるを得ない面も見られました。個別対応については、第Ⅲ部もご参照ください。

○権利リーフレットに、職員や他の子どもからの権利侵害行為についての言及がありますので、これを意見表明権と絡め、「言ってよいこと」として子どもたちに周知できるとより良いと思います。実際の生活の場面では、職員の丁寧な関わりにより、対子どもや子ども間の暴力等の発生を一定程度防ぐことができていますが、個別性のない環境や、スペースが狭いという建物の性質上、発生した子どもの暴力場面に他の子どもが居合わせてしまうため、工夫が必要です。同様に、性的マイノリティの子どもについても、今後は可能な限り個別対応をすることが望ましいと思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	A
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	B
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	A
No.10	個別支援は適切に行われているか	B
No.11	個別対応は適切に行われているか	B
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	A
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	B
No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
貴一時保護所は、深刻な人員不足や施設の老朽化という課題を抱えながらも、職員間の連携や子どもたちの安全確保に尽力されている姿勢が見受けられます。一方で、現状の体制では緊急対応や長期的な安定運営が困難と思われるため、抜本的な改善が急務であると考えられます。 （良い点） ○職員間で信頼関係が築かれている様子が見え、チームでの支援体制が機能していました。毎日の情報共有や引き継ぎが徹底され、職員が創意工夫を活かしながら子どもの安全確保に尽力されています。また、子どもの様子に基づいて児童福祉司や児童心理司と連携を取るなど、専門職間の連携も図られています。 ○ハード面の不利な状況の中、職員が苦心し様々な配慮やケアを行うなど、子どもたちが安全に過ごせる環境づくりへの尽力が見られます。施設は古くて狭いですが、施設構造は死角が少なくなるよう設計され、子どもの安全確保のための職員の業務負担が軽くなるよう配慮されています。 （改善が必要な点） ○一番大きな課題は、正規・会計年度を問わず全体の職員の人員不足です。来年度から正規職員の増員は予定されているとのことですが、現状は正規職員全員が勤務日数のすべてを児童対応シフトに充てたとしてもギリギリの状況です。これには研修や休暇取得、体調不良等の急な休みといった分の余裕も含まれていないため、現実的な業務の状況を考慮したローテーションのシフト調整ができるだけ増員をする必要があると思われます。 ○女子と幼児は合同寮で一つのユニットとして運営されていますが、ケアの内容が異なること等にも鑑み、幼児にも専任の職員配置が必要であると考えます。また、日勤において各寮にフリーに動くことができる職員も必要ではないかと考えますので、提案いたします。 ○職員のスキルアップの点でも課題があります。上記のとおり人員不足により職員が研修に参加する時間が取れず、県主催の研修には週休日の業務時間外に参加しているような状況です。保護所定員を減らすことも一案かと思われますので、引き続き人員課題について早急な改善をお願いします。 ○夜間の職員配置については、男女寮に1名以上、全体で2名以上という設備運営基準は満たしていますが、少なくない頻度で「どちらか1つの寮につき会計年度任用職員1名」という配置になることがあります。夜間は子どもの行動観察や心理ケアが重要であるという面からも、緊急入所等の対応に備えるという点からも、正規職員による手厚い支援体制を整える必要があると考えます。特に、幼児も含まれる女子寮では、幼児の対応中は他の子どもの対応が手薄になることを前提に成り立っており、望ましい状態とはいえません。まずは女子担当とは別に幼児担当の職員配置をご検討いただきたいと思います。そして最終的には、毎日必ず各寮に正規職員と会計年度任用職員が1名ずつ配置できるだけの体制、つまり各寮最低2名の増員を実現することを目標に、計画を立てていただきたいと思います。

○建物の老朽化が進行し、さらに手狭であるため、いたるところに日用品のストック等物品が積み上げられており、防災上のリスクや子どもへの視覚刺激が多い点は改善が必要かと思われます。長期的な改修や建て替え計画の検討を望みます。また、施設内の倉庫や空きスペースを使つての整理整頓についても提案します。

○十分な個室数が確保できておらず、幼児の就寝場所にも苦勞されています。日中の活動時間も一人でくつろげるようなスペースが乏しいため、個別性を尊重した環境という点で見直しが必要と思われます。

○管理者（班長）が指導員としてシフトに組み込まれているため、組織のリードや部下のマネジメントといった、指導者としての業務に専念できていません。役割を分担できるような人員もいないため、責任者にかなり負担がかかり、またそれをサポートする体制もできていないように思われました。

○一時保護所の規模に見合った副所長などの管理職配置について、組織体制の見直しを期待します。

○医療体制については、今は看護師の配置がない代わりに中央児相の保健師が併任し、相談しながら適宜対応されているとのことでした。冒頭の取組み主体別の総評にも記載したとおり、設備運営基準に則った看護師等の配置ができるよう、検討を進めていただきたいと思います。

○関係機関との連携については、あまり外部との繋がりはなく、その余裕も無いように見受けられました。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	C
No.21	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	C
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	C
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	S
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取組んでいるか	C
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	B

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
（良い点） ○職員の誰もが子どもの利益を最優先に考える“子どもファースト”のマインドをしっかりと持ちあわせており、厳しい職員体制にあっても、子どもたちの安全安心な生活に影響が及ぶことをできるだけ避けようと様々な工夫が施されていました。スポーツやレクリエーション、所外活動等のプログラムは、子どもたちから「楽しい」と好評でした。そこには、困難な状況のなかで献身的に働く職員のチームワークが存分に発揮されています。 ○職員が子どもの行動について管理したり制限をかけたりしすぎないフラットな関係で、ありのままの子どもを受け入れる姿勢が好ましく感じられました。生活場面でのかわり方は、「やめておこうね」「～しようね」といった促しモードのソフトな声かけが多く、子どもにとっては自分の行動を頭から否定されるのではなく、職員の声かけに従って行動した結果が褒められ認められる体験となることで、自己肯定感の回復を図るケアにつながっています。 ○食事の配膳や洗濯、掃除等、生活のルーティンにかかわるところでは、子どもたちが当番活動として、職員と一緒に作業する様子がみられました。其処此処で「ありがとう」の言葉がかけられ、“させられている”感がなく、職員と密にかかわる機会となっており、家庭的な温かさが感じられる支援・ケアをされていました。 （改善が必要な点） ○女子寮は幼児と女子学齢児の混合支援となっていて、女子学齢児からは、無邪気にふるまう幼児の姿に「癒される」との声もあり、穏やかな家庭的雰囲気を感じていました。しかし一方で、女子寮の職員は学齢児と幼児を同時に対応するため、対人距離のマナーやルールを一律に運用することになり、幼児とのスキンシップや抱っこもはばかれることにジレンマを感じていました。アタッチメント（愛着）を育むうえで子どもの年齢に応じた適切なケアを行うことは重要であり、幼児と女子学齢児が女子寮の同じ空間で生活するとしても、ユニットは分けて幼児対応の職員を配置し、幼児ユニット独自の生活日課やルールを設定することが望まれます。 ○学齢児の食事は、感染症対策のため個別に居室に運んで食べていました。誕生会等、特別な行事食は食堂と一緒にテーブルを囲むとのことでしたが、楽しい雰囲気の中で摂る食事は子どもの安心感を回復させます。基本的には食堂でみんな一緒に食べる、ひとりで食べたいという場合のみ部屋食にする等、個々の子どもの意向を取り入れてみてはいかがでしょうか。 ○性的問題の対応、障害に対する理解、トラウマインフォームドケア、アタッチメント理論、など一時保護所でとても有用な専門的知識やスキルを、職員が習得するための研修機会の乏しさが気になりました。それでも、職員チームの努力とセンスの良さによって、配慮が必要な子どもの支援・ケアの質は決して低くない水準で維持されていることに感心します。専門的な知識・スキルをバックボーンに、支援・ケアの質の向上に向けた職員の意欲ややりがいを支えられるように、外部研修の受講や自己研鑽の機会を確保していただきたいと思います。 ○重大事件に係る触法少年の保護の際に使用予定とされる個室の周辺スペースに、日用品・消耗品のストッ

ク等が無造作に保管されており、この状態のままでは、触法少年を過ごさせることは難しいと感じました。重大事件触法少年に限らず、行動化の激しい子ども、不穏興奮状態に陥りがちな子ども等を対象に「集団から分離して適切な対応を行うための個別対応用居室」として使用可能となるように環境を整備されることをお勧めします。ただし、個別対応用居室での生活をペナルティとして位置づけるのではなく、不適応行動やルール逸脱について、その結果を引き受けて責任をとる方法（行動を振り返り、くり返さない方法を考える等）を職員が一緒に考え行動変容につなげるアプローチを実践することが肝要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	B
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	B

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
（良い点） ○行動診断票は、生活上のエピソードに基づいて、子どもの行動傾向や行動パターンが具体的に記述されていました。これらの情報が、班長会議や個別のケース会議で一定程度共有されていることは評価できます。 ○幼児や小学校低学年の子どもの一時保護解除にあたり、一時保護所での生活状況やかかわり方、子どもの反応等を保護者に伝えていること、ケースによっては保護者も子どもの成長を目の当たりにし、一時保護期間を有意義なものと捉えることができていることをヒアリングしました。過酷な人員不足の中、保護者と直接コミュニケーションをとって一時保護期間の具体的な生活状況を伝え、家庭養育へと繋げることができている点は、高く評価できます。 （改善が必要な点） ○一時保護所の役割である行動観察の共有は一定程度できていますが、観察会議やカンファレンスが開催されていないため、一時保護所の専門性である行動診断・アセスメントには至っていないと考えられます。現在の人員体制では非常に困難ですが、観察会議の開催か、せめて担当児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員によるカンファレンスが開催されることが期待されます。「良い点」に記載のとおり、行動診断票は詳細に作成されていますが、カンファレンスがない環境では、新規採用職員が同様の内容を作成することは難しいと思われます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	B
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	C
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	B
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	S